

## 風しん

風しんは妊娠中（特に妊娠初期）の女性が感染すると、胎児が白内障、先天性心疾患、難聴などの障がい（先天性風しん症候群）をもって生まれてくる可能性があります。風しんは咳やくしゃみの飛沫感染によって簡単に移ってしまうことから、最も有効な予防策は予防接種であると言われていましたが、妊娠中は予防接種を受けることができないため、妊娠を希望又は予定している女性だけでなく、配偶者の方にも出来るだけ早い時期に予防接種を受けることをお勧めします。

このことから東川町では、先天性風しん症候群の発生を防止するための緊急対策として、風しん予防接種費用の一部助成を開始します。

<b>対 象 者</b>	<b>接種当日、東川町に住所を有する次の①、②、③のいずれかに該当する方</b> ①妊娠を希望又は予定している女性（ただし、妊娠中は接種できません） ②妊娠を希望又は予定している女性の配偶者 ③妊娠している女性の配偶者 *風しんワクチンを2回接種した方や、風しんに罹患したことがある方は除きます。 *女性が接種した場合は、接種後2カ月間は妊娠を避けてください。	
<b>実 施 期 間</b>	<b>平成29年4月1日～平成30年3月31日</b> （実施期間以外の接種は、助成の対象となりません。）	
<b>実 施 医 療 機 関</b>	東川町立診療所 （火・木・金 13:00～16:30まで） 予約制 82-2101 持ち物 ～ ・住所の確認が出来るもの （運転免許証、健康保険証など） ・接種する方の母子手帳（お持ちの方）	東川町立診療所以外 （各自お問合せ下さい）
<b>接 種 時 の 自 己 負 担 額</b>	500円	全額自己負担（※） 医療機関により金額が異なりますので各自お問合せ下さい。
<b>ワ ク チ ン</b>	風しん単体ワクチン	風しん単体ワクチン

（※）東川町立診療所以外で接種をされた方は、接種費用のうち3,500円を申請により償還払いを致します。

**申請に必要な物** 東川町役場 保健福祉課窓口にて申請

- 予防接種の領収書の原本
- 振込口座がわかる通帳および印鑑
- 妊婦の配偶者が申請する場合は母子手帳